

日薬連発第 688 号

2026 年 9 月 16 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

標記につき、令和 8 年 9 月 16 日付け医薬監麻発 0916 第 1 号にて厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長より通知が発出されました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知頂きたく御連絡申し上げます。

以 上

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 16 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚
生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

標記について、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添写しのとおり通知した
ので、貴会会員に対して周知をお願いします。



医薬監麻発 0916 第 1 号
令和 8 年 9 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 352 号。以下「改正告示」という。）により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下「検査告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

記

1 改正要旨

- 「組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）」を「検査を受けるべき医薬品」として指定し、手数料、試験品の数量及び検査機関並びに検査基準を定める。
- 「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」及び「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン」の手数料及び試験品の数量について、所要の改正を行う。
- 「乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）」及び「乾燥細胞培養痘そうワクチン」の手数料、試験品の数量及び検査基準について、所要の改正を行う。

2 適用時期

公布日（令和 8 年 9 月 16 日）

3 標準的事務処理期間

組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）の検査に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定による標準的事務処理期間は、以下のとおりとする。

検査品目	標準的事務 処理期間
組換え帯状疱疹 ^{ほうしん} ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）	90 日

なお、改正告示による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）に基づき検査を要するものとして指定された医薬品についての、令和 8 年 9 月 16 日時点の標準的事務処理期間を別紙のとおりまとめたので、参考にされたい。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条から第六十条まで並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第三項第一号及び第百九十九条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十六日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
1 検査を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検査機関 (略) 生物学的製剤					1 検査を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検査機関 (略) 生物学的製剤				
検査を受けるべき医薬品		手数料	試験品の数量	検査機関	検査を受けるべき医薬品		手数料	試験品の数量	検査機関
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター 卵巣細胞由来)		210,200円	内容量が0.5 mLであると き。 6本	国立健康危機 管理研究機構	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター 卵巣細胞由来)		210,200円	内容量が液 状製剤として 0.5mLに相当す る量であると き。 6本	(略)	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター 卵巣細胞由来)		245,000円	内容量が液状 製剤として0.5 mLに相当する 量であると き。 16本	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	(略)	(略)	(略)	乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	(略)	(略)	(略)
	最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 773,700円 2 プラーク	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 20本	(略)		最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 808,400円 2 プラーク	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 25本	(略)

		形成単位測定法を用いるとき。 852,200円	2 内容量が50人分であるとき。 15本	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン	<u>1 不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。</u> 5,416,200円 <u>2 不活化ポリオウイルスの力価試験においてD抗原含量試験を用いるとき。</u> 3,727,100円	<u>1 不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。</u> 内容量が0.5mLであるとき。 147本 <u>2 不活化ポリオウイルスの力価試験においてD抗原含量試験を用いるとき。</u> 内容量が0.5mLであるとき。 115本	(略)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活	<u>1 不活化ポリオウイルスの力価試</u>	<u>1 不活化ポリオウイルスの力価試</u>	(略)	

		形成単位測定法を用いるとき。 886,900円	2 内容量が50人分であるとき。 20本	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン	5,416,200円	内容量が0.5mLであるとき。 147本	(略)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活	5,563,300円	内容量が0.5mLであるとき。	(略)	

化ポリオヘモ フィルス b 型 混合ワクチン	<u>験において ラット免疫 原性試験を 用いると き。</u> <u>5,563,300円</u> 2 <u>不活化ポ リオウイル スの力価試 験において</u> <u>D抗原含量 試験を用い るとき。</u> <u>3,874,100円</u>	<u>験において ラット免疫 原性試験を 用いると き。</u> <u>内容量が 0.5mLである とき。</u> <u>141本</u> 2 <u>不活化ポ リオウイル スの力価試 験において</u> <u>D抗原含量 試験を用い るとき。</u> <u>内容量が 0.5mLである とき。</u> <u>119本</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 検査基準

生物学的製剤

(略)

4 髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

(略)

組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）

生物学的製剤基準の組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）の条の3.3.3に規定する試験法によ

化ポリオヘモ フィルス b 型 混合ワクチン		<u>141本</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 検査基準

生物学的製剤

(略)

4 髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

(略)

(新設)

るものとする。^{ほうしん}

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）

生物学的製剤基準の乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）の条の3.3.1.6に規定する試験法によるものとする。

（略）

乾燥細胞培養痘そうワクチン（最終段階）

生物学的製剤基準の乾燥細胞培養痘そうワクチンの条の3.4.3に規定する試験法によるものとする。

（略）

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）

生物学的製剤基準の乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巢細胞由来）の条の3.3.1.1及び3.3.1.6に規定する試験法によるものとする。

（略）

乾燥細胞培養痘そうワクチン（最終段階）

生物学的製剤基準の乾燥細胞培養痘そうワクチンの条の3.4.1及び3.4.3に規定する試験法によるものとする。

（略）

(別紙) 医薬品の検査に係る標準的事務処理期間

検査品目		標準の事務処理期間 (日)	
組換えRSウイルスワクチン		60	
RSウイルスRNAワクチン		30	
インフルエンザワクチン		60	
インフルエンザHAワクチン		80	
高用量インフルエンザHAワクチン		80	
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン		60	
細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）		パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降インフルエンザワクチン （H5N1株）	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）		35	
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）		35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	80	
	最終段階	60	
乾燥ガスえそウマ抗毒素		30	
不活化狂犬病ワクチン		70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80	
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン		30	
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン		30	
コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えアデノウイルスベクター）		60	
コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）		60	

検定品目		標準の事務処理期間 (日)
乾燥ジフテリアウマ抗毒素		30
ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリアトキソイド		70
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
水痘抗原		40
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60
4 価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）		45
4 価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）		45
組換え帯状疱疹 ^{ほうしん} ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		90
乾燥組換え帯状疱疹 ^{ほうしん} ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		90
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン		30
精製V i 多糖体腸チフスワクチン		60
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン（一般診断用）		80
細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		60
沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		60
沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		30
21 価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素		30
沈降B型肝炎ワクチン		80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K－1 4 細胞由来）		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	マウス力価試験によるとき	80
	試験管内力価試験によるとき	70
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		80

検査品目		標準の事務処理期間 (日)
組換え沈降 p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）		80
乾燥BCG ^{ぼうこう} 膀胱内用（コンノート株）		80
乾燥BCG ^{ぼうこう} 膀胱内用（日本株）		80
乾燥BCGワクチン		80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）		60
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）		60
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）		60
経口弱毒生ヒト rota ウイルスワクチン		70
沈降精製百日せきワクチン		100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン		130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン（担体たん白質結合型）		50
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素		30
不活化ポリオワクチン		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素		30
5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
加熱人血漿 ^{しょう} たん白		30
人血清アルブミン		30
乾燥人フィブリノゲン		30

検査品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	30
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	30
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	30
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	30
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅷ因子	30
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
ヒスタミン加人免疫グロブリン（乾燥）	30
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	30
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	60
乾燥 p H 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗H B s 人免疫グロブリン	30
乾燥抗H B s 人免疫グロブリン	30
ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリン	30
抗D（R h o）人免疫グロブリン	50
乾燥抗D（R h o）人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	30
乾燥濃縮人 α_1 -プロテインナーゼインヒビター	30
乾燥濃縮人プロテインC	30
人ハプトグロビン	30

（備考）再抜取り、再試験に要する期間を含まない。